

青森県報

号外第二十七号

平成二十四年
三月三十一日
(土曜日)

目 次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 三

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の八第一項中「前条第二項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附則第四条の八の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第四条の六第一項中「法附則第五条の四第一項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、前条第一項中「法附則第五条の四の二第一項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」とする。

附則第八条の九中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第十二条第二項を「又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第十二条第二項に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第十二条第一項を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第十二条第一項に改める。

附則第九条の二の二第二項中「附則第十二条の二の三第二項に規定する軽油自動車又は第一種省エネルギー自動車」を「附則第十二条の二の三第二項各号に規定する自動車」に、「附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号に掲げる軽油自動車又は同項第二号に掲げる第二種省エネルギー自動車」を「附則第十二条の二の三第三項各号に規定する自動車」に、「法附則第十二条の二の二第二項又は前項」を「前項又は法附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前二項の規定は、法附則第十二条の二の三第四項の規定の適用を受ける同項に規定する自動車について準用する。

附則第九条の二の二第五項から第八項までを削る。
附則第九条の二の五第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第九条の三第一項中「地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するもの」を「内燃機関を有しないもの」に、「天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第二項に規定するものをいう。）」を「法附則第十二条の三第一項に規定する天然ガス自動車」に、「同条第三項に規定するもの及びメ

タノール」を「地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するもの、メタノール」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第三項に規定するもの並びに」を「同条第二項に規定するもの及び法附則第十二条の第三項に規定するガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二項第四号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第六項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第七項」に、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第八項」に改め、同条第三項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第三号中「」に百分の百二十五」を「」であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法附則第十二条の三第四項の規定を受ける同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

附則第九条の三第四項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十二項」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車」が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第三項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、法附則第十二条の三第六項に規定する自動車について準用する。この場合において、第三項第四号中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次

項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第二項第四号に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を削る。

附則第十三条第一項中「附則第三条の二の十九」を「附則第三条の二の十七」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十三条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十三年政令第二百五十八号」附則第三条」を「平成二十四年政令第九号」附則第九条第二項」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の青森県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第四条の八の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）前に改正前の青森県税条例（以下「改正前の条例」という。）附則第十三条第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を

施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例附則第九条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 改正前の条例附則第十五条第一項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 改正後の条例附則第九条の三の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 改正前の条例附則第十六条第一項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(不動産取得税減免条例の一部改正)

8 不動産取得税減免条例(昭和三十年十二月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正)

9 青森県県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「三年を経過する日(当該経過する日)が平成二十七年三月三十一日以後に到来する場合には、同日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭